

～次世代法及び女性活躍推進法等に基づく認定制度の見直しの概要～ **平成29年4月1日施行**

認定	労働時間	男性育休	公表事項	重大な法令違反 〈各制度共通〉	その他
くるみん	① <u>正社員の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満</u> かつ ② <u>月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者ゼロ</u>	① <u>育休取得率7%</u> 又は ② <u>男性の育児目的休暇15%以上かつ育休取得者1人以上</u>	公表事項なし (過去の実績を評価するものであり、現状を公表させるものではない)	① 基準法等に違反して送検公表 ② 均等法等で勧告 ③ 障促法で勧告公表 ④ 労働保険料未納 ⑤ 高齢法で勧告公表 ⑥ 派遣法で勧告公表 ⑦ <u>長時間労働等に関する重大な労働法令に違反し、是正意思なし</u> ⑧ 労働基準関係法令の同一条項に複数回違反 ⑨ <u>違法な長時間労働を繰り返す行の企業の経営トップに対する都道府県労働局長による是正指導の実施に基づき企業名が公表</u>	・ 法違反確認方法の見直し ・ 認定通知書に法令違反等があった場合速やかに申し出るよう明記 ・ 認定辞退制度の創設 等
くるみんナ	① <u>正社員の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満</u> かつ ② 月平均の法定時間外労働 <u>60時間</u> 以上の労働者ゼロ	変更なし	<u>労働時間数にかか</u> <u>る事項を追加</u>		
えるぼし	変更なし	基準なし (女性の活躍と直接的な関係性が薄いため基準が設定されず)	変更なし		
ユースエール	① 正社員の所定外労働時間月平均が20時間以下 かつ ② <u>月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員ゼロ</u>	変更なし	変更なし		上記実施済み (その他、離職率と有給休暇取得の基準を見直し)